

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第109期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 前田新造
執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 福田昭弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 福田昭弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第109期 第3四半期 連結累計期間	第109期 第3四半期 連結会計期間	第108期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	518,500	159,112	723,484
営業利益	(百万円)	37,316	3,438	63,465
経常利益	(百万円)	39,550	3,228	65,088
四半期(当期)純利益	(百万円)	21,308	1,219	35,459
純資産額	(百万円)		375,300	399,738
総資産額	(百万円)		629,489	675,864
1株当たり純資産額	(円)		891.91	946.22
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	52.77	3.03	86.05
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	52.66	3.02	85.74
売上高営業利益率	(%)	7.2	2.2	8.8
自己資本比率	(%)		56.9	56.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	21,459		75,307
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	20,881		5,802
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	27,787		95,882
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		88,920	120,393
従業員数	(名)		28,717	28,793

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社は保有株式の売却により、関係会社に該当しなくなりました。

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
資生堂開発(株)	東京都中央区	495,000	その他の事業	100.0	不動産管理の委託先、 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 上記の会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	28,717 [11,183]
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	3,505 [1,741]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
国内化粧品事業	23,763
海外化粧品事業	19,403
その他の事業	850
合計	44,016

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しておりません。
2 金額は製造原価ベースで記載しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループ製品については受注生産を行っておりません。また、OEM(相手先ブランドによる生産)等による受注生産を一部実施しているものの金額は僅少であります。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
国内化粧品事業	94,365
海外化粧品事業	60,315
その他の事業	4,431
合計	159,112

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。なお、前年同期の数値、増減及び前年同期比は、参考として掲記しているものであります。

(1) 業績の状況

(第3四半期連結累計期間)

	(参考) 前第3四半期 連結累計期間 (百万円)	百分比	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	536,730	100.0%	518,500	100.0%	18,229	3.4%	1.7%
国内売上高	345,407	64.4%	325,120	62.7%	20,286	5.9%	5.9%
海外売上高	191,322	35.6%	193,380	37.3%	2,057	1.1%	5.9%
売上原価	138,972	25.9%	128,014	24.7%	10,958	7.9%	
販売費及び 一般管理費	347,505	64.7%	353,169	68.1%	5,664	1.6%	
営業利益	50,252	9.4%	37,316	7.2%	12,935	25.7%	
経常利益	52,294	9.7%	39,550	7.6%	12,743	24.4%	
四半期純利 益	26,212	4.9%	21,308	4.1%	4,904	18.7%	

当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日～12月31日)は、国内、海外ともに景気の後退が鮮明になり、消費財市場を取り巻く環境も厳しいものとなりました。こうした中、国内では、消費マインドが一段と冷え込み、化粧品市場も縮小傾向を辿りました。海外では、先進各国の化粧品市場が総じて世界的な景気減速の影響を受けましたが、中国の化粧品市場が成長を続けるなど、一部の新興国市場は順調に推移しました。その結果、売上高は前年同期比3.4%減収の518,500百万円と前年同期実績を下回りました。

営業利益は、売上減に伴う差益の減少に加えて、マーケティング費用を中心に国内外で積極的な費用投入を行ったことから、前年同期比25.7%減益の37,316百万円となりました。営業利益の減少に伴い、経常利益も前年同期比24.4%減益の39,550百万円となりました。また、特別損失として、「ザ・ギンザ」ブティック事業撤退や(株)資生堂ビューテックの清算などに伴う構造改革費用や減損損失を計上しました。その一方で、税負担率は、未実現利益消去に係る税効果の取り扱いが当期より変更されたことにより、従来年間の負担率に比して過大計上されていた税金費用が正常化したことで大幅に軽減されましたが、結果として、四半期純利益は前年同期比18.7%減益の21,308百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

国内化粧品事業

国内化粧品事業において、消費マインドが冷え込む中で競争激化の影響を受けたことから、事業全体の売上高は、前年同期比5.3%減収の312,396百万円となりました。

化粧品事業の売上高は、カウンセリング化粧品、セルフ化粧品、トイレタリーの3領域がいずれも前年同期実績に届かず、前年同期比5.9%の減収となりました。

プロフェッショナル事業の売上高は、得意先の在庫調整の影響などがあり、前年同期比2.8%の減収となりました。

ヘルスケア事業の売上高は、同事業の象徴として経営資源を集中投下している皮膚賦活食品「コラーゲン」シリーズの好調に加え、「資生堂 長命草」の上乗せもあり、前年同期比3.5%の増収となりました。

営業利益は、前年同期比25.5%減益の26,998百万円となりました。

海外化粧品事業

海外化粧品事業の売上高は、現地通貨ベースで前年同期比5.7%の増収となりましたが、円高の影響により、円換算後では、同0.9%増収の192,601百万円となりました。

化粧品事業の売上高は、スキンケアを刷新した中国専用ブランドが好調な中国をけん引役に、アジアが現地通貨ベースで2ケタ成長を持続しました。一方、アメリカ、欧州では、スキンケアを中心に「SHISEIDO」ブランドが健闘しましたが、景気減速影響を受けて成長ペースが鈍化しました。この結果、現地通貨ベースで前年同期比6.4%の増収となりました。

プロフェッショナル事業の売上高は、現地通貨ベースで前年同期比1.6%の増収となりました。

営業利益は、前年同期比27.8%減益の8,615百万円となりました。

その他の事業

その他の事業の売上高は、2008年1月にリース事業を展開する資生堂リース㈱を売却した影響から、前年同期比15.0%減収の13,502百万円となりました。

営業利益は、前年同期比24.5%減益の1,351百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

売上高は、前年同期比5.8%減収の326,379百万円となりました。営業利益は、同43.5%減益の16,662百万円となりました。

アメリカ

売上高は、現地通貨ベースで前年同期比3.2%の増収になりましたが、ドルに対して円高が進んだことから、円換算後では同8.1%減収の38,662百万円となりました。営業利益は、同17.6%減益の2,213百万円となりました。

欧州

売上高は、現地通貨ベースで前年同期比1.2%の増収になったことに加え、ユーロに対して円安が進んだこともあり、円換算後では同1.4%増収の78,480百万円となりました。営業利益は、同31.9%増益の8,778百万円となりました。

アジア・オセアニア

売上高は、現地通貨ベースで前年同期比12.6%の増収となりました。アジア通貨全般に対して円高となりましたが、円換算後においても同6.1%増収の74,978百万円となりました。営業利益は、同18.6%減益の7,700百万円となりました。

(第3四半期連結会計期間)

	(参考) 前第3四半期 連結会計期間 (百万円)	百分比	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	173,860	100.0%	159,112	100.0%	14,747	8.5%	7.3%
国内売上高	109,540	63.0%	98,581	62.0%	10,959	10.0%	10.0%
海外売上高	64,319	37.0%	60,531	38.0%	3,788	5.9%	2.7%
売上原価	44,666	25.7%	41,641	26.2%	3,024	6.8%	
販売費及び 一般管理費	111,009	63.9%	114,032	71.6%	3,022	2.7%	
営業利益	18,184	10.5%	3,438	2.2%	14,745	81.1%	
経常利益	19,064	11.0%	3,228	2.0%	15,835	83.1%	
四半期純利 益	13,273	7.6%	1,219	0.8%	12,053	90.8%	

当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日～12月31日)の売上高は、国内、海外ともに市場の冷え込みが急速に進んだことにより、前年同期比8.5%減収の159,112百万円となりました。

営業利益は、売上減少に伴う差益減に加え、国内での新ブランド・ライン投入に伴うマーケティング費用の増加により前年同期比81.1%減益の3,438百万円となりました。営業利益の減少に伴い、経常利益も同83.1%減益の3,228百万円となりました。特別損失として、(株)資生堂ビューテックの清算などに伴う構造改革費用などを計上したことから、四半期純利益は前年同期比90.8%減益の1,219百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

国内化粧品事業

売上高は、前年同期比9.8%減収の94,365百万円となりました。営業利益は、同80.3%減益の2,687百万円となりました。

海外化粧品事業

売上高は、前年同期比6.1%(現地通貨ベースで同2.9%)減収の60,315百万円となりました。営業利益は、同95.9%減益の153百万円となりました。

その他の事業

売上高は、前年同期比12.1%減収の4,431百万円となりました。営業利益は、同25.7%減益の527百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

売上高は、前年同期比10.0%減収の98,929百万円となりました。営業利益は、前年同期12,019百万円の営業利益に対し、674百万円の営業損失となりました。

アメリカ

売上高は、前年同期比10.0%（現地通貨ベースでは1.7%）減収の13,101百万円となりました。営業利益は同32.1%減益の693百万円となりました。

欧州

売上高は、前年同期比4.9%（現地通貨ベースでは4.8%）減収の25,342百万円となりました。営業利益は同66.5%増益の2,912百万円となりました。

アジア・オセアニア

売上高は、前年同期比4.3%（現地通貨ベースでは0.8%）減収の21,738百万円となりました。営業利益は同99.7%減益の7百万円となりました。

なお、上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

有価証券報告書(平成20年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,654百万円であり
ます。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

有価証券報告書(平成20年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金調達と流動性マネジメント

資金調達と流動性マネジメントの基本方針は、有価証券報告書(平成20年6月25日提出)の記載
から変更ありません。なお、当第3四半期連結会計期間末現在において、当社グループの流動性は
十分な水準にあり、資金調達手段は分散されていることから、財務の柔軟性は引き続き高いと考
えております。

格付け

四半期報告書提出日(平成21年2月13日)現在の債券格付けの状況(長期/短期)は以下のとお
りであります。

	ムーディーズ	S&P
長期	Aa3(見通し:安定的)	A+(見通し:安定的)
短期	P-1	A-1

資産及び負債・純資産

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ6.9%減少の629,489百万円となりました。売上減少に伴う売上債権の減少に加え、会計基準の変更により、過年度分も含めて償却したのれんが減少した一方、リース資産を新たに計上しました。

負債は、前連結会計年度末に比べ7.9%減少の254,189百万円となりました。会計基準の変更により、リース債務を新たに計上した一方、米国子会社発行のメディアム・タームノートの償還がありました。なお、当第3四半期連結会計期間末現在の有利子負債(リース債務含む。)残高は、66,687百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ6.1%減少の375,300百万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の56.6%から0.3ポイント上昇し、56.9%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「キャッシュ」という。)は、前連結会計年度末の120,393百万円に比べ31,473百万円減少し、88,920百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の営業活動によって得られたキャッシュは、税金等調整前四半期純利益33,188百万円と、減価償却費21,364百万円を計上したことにより、運転資金の増加や法人税の支払などを吸収し、前年同期に比べ19,498百万円減少の21,459百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の投資活動に使用したキャッシュは、物流・商品センターの設備等の売却があった前年同期に比べ17,851百万円増加の20,881百万円となりました。

設備投資等(有形固定資産、無形固定資産(のれんを除く。))及び長期前払費用への投資は、減価償却費とほぼ同水準の20,782百万円となりました。これは主に、既存設備の改修・更新によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の財務活動に使用したキャッシュは、社債500億円の償還があった前年同期に比べ66,457百万円減少の27,787百万円となりました。これはおもに配当金の支払、米国子会社の発行するメディアム・ターム・ノートの償還及び自己株式の取得によるものです。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

有価証券報告書(平成20年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	410,000,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に制限のない標準 となる株式 単元株式数は1,000株であり ます。
計	410,000,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

第1回新株予約権(平成14年6月27日定時株主総会決議、同年7月16日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	239(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,669(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,669 資本組入額 835
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (3) 権利行使期間終了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (4) その他権利行使の条件については、第102回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第3回新株予約権(平成15年6月27日定時株主総会決議、同年7月31日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	141(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	141,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,287(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,287 資本組入額 644
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第103回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第 6 回新株予約権(平成16年 6 月29日定時株主総会決議、同年 7 月26日発行)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	667(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	667,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,427(注) 3
新株予約権の行使期間	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成26年 6 月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,427 資本組入額 714
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人 1 名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第104回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第9回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	127(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) (1)のただし書きにかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成17年7月28日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡その他正当な理由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 (3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。 (4) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限りその権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額は1円とし、新株予約権1個当たり金1,000円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円に調整後の株式数を乗じた金額を各新株予約権1個当たりの金額とする。

第10回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	258(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	258,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,481(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,481 資本組入額 741
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第12回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年11月7日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	621(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	621,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,896(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,896 資本組入額 948
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または関連グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第13回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、平成18年3月8日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,012(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,012 資本組入額 1,006
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または関連グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

第14回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成18年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払い込む金銭の額を 1 円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第15回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	9(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成18年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	

	第3 四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第16回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	67(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3 四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第17回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	74(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第19回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成19年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3 四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第20回新株予約権(平成19年6月26日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第21回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	78(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第22回新株予約権(平成20年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	46(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第23回新株予約権(平成20年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		410,000		64,506		70,258

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、当第3四半期会計期間の末日現在の株主名簿を作成していないため、実質所有状況を確認することができません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の議決権の状況については、当第3四半期会計期間末現在の株主名簿を作成していないため、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,566,000		権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 400,001,000	400,001	同上
単元未満株式(注)1、2	普通株式 4,433,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	410,000,000		
総株主の議決権		400,001	

(注) 1 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ4,000株(議決権4個)及び100株含まれております。

2 単元未満株式には当社所有の自己株式412株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社資生堂	東京都中央区銀座 七丁目5番5号	5,566,000		5,566,000	1.35
計		5,566,000		5,566,000	1.35

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,745	2,720	2,595	2,425	2,575	2,630	2,535	2,120	1,925
最低(円)	2,400	2,515	2,350	2,050	2,335	2,230	1,741	1,708	1,601

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の様動はありませ
ん。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,003	67,413
受取手形及び売掛金	3 99,367	3 111,115
有価証券	42,943	65,075
たな卸資産	1 74,338	1 68,486
繰延税金資産	28,411	29,454
その他	16,943	17,657
貸倒引当金	1,105	1,494
流動資産合計	320,902	357,707
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	164,237	168,342
減価償却累計額	93,696	92,783
建物及び構築物(純額)	70,541	75,559
機械装置及び運搬具	84,073	85,927
減価償却累計額	72,426	73,485
機械装置及び運搬具(純額)	11,646	12,441
工具、器具及び備品	49,614	50,047
減価償却累計額	35,562	35,354
工具、器具及び備品(純額)	14,051	14,692
土地	39,114	40,290
リース資産(純額)	5,602	-
建設仮勘定	1,374	1,374
有形固定資産合計	142,331	144,357
無形固定資産		
のれん	16,260	22,194
その他	26,956	28,743
無形固定資産合計	43,217	50,938
投資その他の資産		
投資有価証券	36,772	39,781
前払年金費用	34,548	35,158
長期前払費用	11,385	10,418
繰延税金資産	15,487	10,944
その他	25,074	26,836
貸倒引当金	229	278
投資その他の資産合計	123,038	122,861
固定資産合計	308,587	318,157
資産合計	629,489	675,864

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 55,134	3 58,333
短期借入金	6,791	4,704
コマーシャル・ペーパー	1,036	-
1年内償還予定の社債	-	6,849
1年内返済予定の長期借入金	550	27,100
リース債務	2,545	-
未払金	44,183	56,108
未払法人税等	6,113	9,029
返品調整引当金	7,434	7,945
賞与引当金	4,074	12,416
役員賞与引当金	166	110
危険費用引当金	804	888
繰延税金負債	10	3
その他	21,117	22,499
流動負債合計	149,963	205,989
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	32,267	4,566
リース債務	3,496	-
退職給付引当金	39,374	38,301
債務保証損失引当金	350	350
繰延税金負債	5,982	3,796
その他	2,754	3,121
固定負債合計	104,226	70,136
負債合計	254,189	276,125
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,506	64,506
資本剰余金	70,258	70,258
利益剰余金	246,990	248,920
自己株式	16,856	11,196
株主資本合計	364,898	372,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,747	5,274
繰延ヘッジ損益	-	57
為替換算調整勘定	8,536	4,763
評価・換算差額等合計	6,788	9,980
新株予約権	217	153
少数株主持分	16,972	17,115
純資産合計	375,300	399,738
負債純資産合計	629,489	675,864

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	518,500
売上原価	128,014
売上総利益	390,486
販売費及び一般管理費	¹ 353,169
営業利益	37,316
営業外収益	
受取利息	1,672
受取配当金	701
為替差益	59
持分法による投資利益	75
その他	2,102
営業外収益合計	4,612
営業外費用	
支払利息	1,328
売上割引	329
その他	720
営業外費用合計	2,378
経常利益	39,550
特別利益	
固定資産売却益	419
関係会社株式売却益	71
投資有価証券売却益	35
特別利益合計	526
特別損失	
減損損失	² 1,082
固定資産処分損	982
投資有価証券売却損	12
投資有価証券評価損	43
出資金評価損	16
構造改革費用	³ 4,300
リース会計基準の適用に伴う影響額	215
リース解約損	233
特別損失合計	6,888
税金等調整前四半期純利益	33,188
法人税、住民税及び事業税	11,214
法人税等調整額	1,659
法人税等合計	9,555
少数株主利益	2,324
四半期純利益	21,308

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	159,112
売上原価	41,641
売上総利益	117,471
販売費及び一般管理費	1 114,032
営業利益	3,438
営業外収益	
受取利息	492
受取配当金	111
持分法による投資利益	103
その他	679
営業外収益合計	1,386
営業外費用	
支払利息	416
売上割引	105
為替差損	898
その他	176
営業外費用合計	1,596
経常利益	3,228
特別利益	
固定資産売却益	256
関係会社株式売却益	71
投資有価証券売却益	35
特別利益合計	363
特別損失	
減損損失	2 236
固定資産処分損	288
投資有価証券売却損	12
投資有価証券評価損	11
構造改革費用	3 2,326
リース解約損	163
特別損失合計	3,037
税金等調整前四半期純利益	554
法人税、住民税及び事業税	119
法人税等調整額	826
法人税等合計	706
少数株主利益	41
四半期純利益	1,219

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	33,188
減価償却費	21,364
のれん償却額	1,215
減損損失	1,082
固定資産処分損益(は益)	562
関係会社株式売却損益(は益)	71
投資有価証券売却損益(は益)	23
投資有価証券評価損益(は益)	43
出資金評価損	16
構造改革費用	4,300
リース会計基準の適用に伴う影響額	215
リース解約損	233
貸倒引当金の増減額(は減少)	316
返品調整引当金の増減額(は減少)	199
賞与引当金の増減額(は減少)	8,148
役員賞与引当金の増減額(は減少)	56
危険費用引当金の増減額(は減少)	11
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,577
前払年金費用の増減額(は増加)	365
受取利息及び受取配当金	2,373
支払利息	1,328
持分法による投資損益(は益)	75
売上債権の増減額(は増加)	5,426
たな卸資産の増減額(は増加)	10,241
仕入債務の増減額(は減少)	7,037
その他	6,910
小計	35,592
利息及び配当金の受取額	2,467
利息の支払額	1,290
法人税等の支払額	15,310
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,459

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	21,852
定期預金の払戻による収入	18,310
有価証券の取得による支出	809
有価証券の売却による収入	1,635
投資有価証券の取得による支出	3,763
投資有価証券の売却による収入	3,862
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	342
有形固定資産の取得による支出	11,908
有形固定資産の売却による収入	661
無形固定資産の取得による支出	3,817
長期前払費用の取得による支出	5,057
その他	1,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,881
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	2,284
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	1,058
長期借入れによる収入	28,716
長期借入金の返済による支出	27,100
社債の償還による支出	6,350
リース債務の返済による支出	2,450
自己株式の取得による支出	6,500
自己株式の処分による収入	455
配当金の支払額	16,374
少数株主への配当金の支払額	1,584
その他	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,787
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,149
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,359
現金及び現金同等物の期首残高	120,393
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	114
現金及び現金同等物の四半期末残高	88,920

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>[新規] 2社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設立したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めた1社 資生堂ベトナム ・新たに設立したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めた1社 資生堂ビジネスソリューション(株) <p>[除外] 6社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外した1社 ポータプレステージインターナショナル(株) ・営業を停止し、重要性が乏しくなったため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外した1社 サハ アジアパシフィック ・保有株式を売却したことにより、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外した1社 資生堂開発(株) ・当社の連結子会社である資生堂インターナショナルコーポレーション(現 資生堂アメリカズコーポレーション)に事業を承継し、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外した3社 資生堂コスメティックスアメリカ ナースコスメティックスインク ジックコーポレーション <p>(2) 変更後の連結子会社の数 87社</p>
2 持分法の適用に関する事項の範囲の変更	<p>(1) 持分法適用非連結子会社 持分法適用非連結子会社の変更 該当事項はありません。 変更後の持分法適用非連結子会社の数</p> <p>(2) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 該当事項はありません。 変更後の持分法適用関連会社の数 3社</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	該当事項はありません。

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、当社は総平均法による原価法、連結子会社は主として最終仕入原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたこと、並びに当社と連結子会社の会計処理の統一を進めたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は737百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ673百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) 「リース取引に関する会計基準」等の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は220百万円、経常利益は25百万円増加し、税金等調整前四半期純利益は190百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
5 四半期連結 キャッシュ・フ ロー計算書にお ける資金の範囲 の変更	該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
たな卸資産の評価 方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、たな卸資産の簿価切下げにあたっては、収益性の低下が明らかな、たな卸資産についてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【会社等の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 たな卸資産</p> <p>商品及び製品 44,662百万円</p> <p>仕掛品 4,350 "</p> <p>原材料及び貯蔵品 25,325 "</p>	<p>1 たな卸資産</p> <p>商品及び製品 41,364百万円</p> <p>仕掛品 4,304 "</p> <p>原材料及び貯蔵品 22,817 "</p>
<p>2 保証債務</p> <p>連結会社以外の下記会社が保証している得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。</p> <p>エス・ディー・エル㈱ 76百万円</p>	<p>2 保証債務</p> <p>連結会社以外の下記会社が保証している得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。</p> <p>資生堂リース㈱(注) 153百万円</p> <p>(注) 資生堂リース㈱は、平成20年4月1日付でエス・ディー・エル㈱に社名変更しております。</p>
<p>3 当第3四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末日の残高に含まれております。</p> <p>受取手形 60百万円</p> <p>支払手形 3百万円</p>	<p>3</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。		
売出費	82,383	百万円
広告費	39,939	＂
給料・賞与	95,859	＂
2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。		
国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。		
用途	種類	場所
事業用資産	土地、建物及び構築物等	東京都中央区他
遊休資産等	土地、建物及び構築物等	東京都文京区他
<p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、事業用資産については、主に売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、土地167百万円、建物及び構築物等596百万円であります。</p> <p>遊休資産等については、市場価額の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、土地277百万円、建物及び構築物等35百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、主に売却予定価額を基に評価しております。</p> <p>海外は、北米子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置6百万円であります。</p>		
3 構造改革費用は、収益性向上を意図し、利益貢献度の低い事業領域の縮小・撤退など徹底したスリム化を推進したことによって発生した費用であります。主な内訳は下記のとおりであります。		
(株)資生堂ビューテックの 清算関連費用	2,575	百万円
「ザ・ギンザ」ブティック 事業からの撤退	1,490	＂
その他	235	＂

当第3四半期連結会計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

- 1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

売出費	27,071百万円
広告費	12,446 "
給料・賞与	31,444 "

- 2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。

国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物等	東京都中央区他
遊休資産等	土地、建物及び構築物等	北海道釧路市

当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、事業用資産については、主に売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物等147百万円であります。

遊休資産等については、市場価額の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

その内訳は、土地47百万円、建物及び構築物等35百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、主に売却予定価額を基に評価しております。

海外は、北米子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置5百万円であります。

- 3 構造改革費用は、収益性向上を意図し、利益貢献度の低い事業領域の縮小・撤退など徹底したスリム化を推進したことによって発生した費用であり、主に、(株)資生堂ビューテックの清算関連費用であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末 残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係(平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	60,003百万円
有価証券勘定	42,943 "
計	102,946 "
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	12,482 "
株式及び償還期限が3ヵ月を 超える債券等	1,544 "
現金及び現金同等物	88,920 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 410,000千株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 8,489千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 217百万円(親会社 217百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,871	17	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	10,110	25	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年10月30日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、自己株式の取得を行い、自己株式が4,488百万円増加しました。主にこの影響により、当第3四半期連結会計期間末において自己株式は16,856百万円になっております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストックオプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

- 1 スtockオプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名(当第3四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるもの)

該当事項はありません。

- 2 当第3四半期連結会計期間に付与したストックオプションの内容

該当事項はありません。

- 3 当第3四半期連結会計期間におけるストックオプションの条件変更

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	国内化粧品事業 (百万円)	海外化粧品事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	94,365	60,315	4,431	159,112		159,112
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,264	307	2,686	4,257	(4,257)	
計	95,629	60,622	7,118	163,370	(4,257)	159,112
営業利益	2,687	153	527	3,368	70	3,438

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	国内化粧品事業 (百万円)	海外化粧品事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	312,396	192,601	13,502	518,500		518,500
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,146	1,267	9,440	14,855	(14,855)	
計	316,543	193,868	22,943	533,355	(14,855)	518,500
営業利益	26,998	8,615	1,351	36,965	351	37,316

(注) 1 事業区分は、内部組織管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業の内容

(国内化粧品事業)：化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)
プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)
ヘルスケア事業(美容食品、一般用医薬品の製造・販売)
その他(国内アウトオブ資生堂、通販化粧品の製造・販売等)

(海外化粧品事業)：化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)
プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)

(その他の事業)：フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)
その他(衣その他(衣料品、服飾雑貨等の販売、飲食業等))

3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用しております。この変更に伴い、従来の方法に比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、海外化粧品事業において737百万円減少しております。

4 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用しております。この変更に伴い、従来の方法に比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、国内化粧品事業において160百万円増加、海外化粧品事業において49百万円増加及びその他の事業において10百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	98,929	13,101	25,342	21,738	159,112		159,112
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,632	1,845	1,702	29	9,210	(9,210)	
計	104,562	14,947	27,044	21,768	168,323	(9,210)	159,112
営業利益又は営業損失()	674	693	2,912	7	2,939	499	3,438

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	326,379	38,662	78,480	74,978	518,500		518,500
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,968	6,006	4,929	81	29,985	(29,985)	
計	345,348	44,668	83,409	75,059	548,486	(29,985)	518,500
営業利益	16,662	2,213	8,778	7,700	35,354	1,962	37,316

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル

(2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン

(3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア

3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用しております。この変更に伴い、従来の方法に比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、アメリカにおいて567百万円減少、アジア・オセアニアにおいて169百万円減少しております。

4 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用しております。この変更に伴い、従来の方法に比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本において220百万円増加しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	アメリカ	欧州	アジア・オセアニア	計
海外売上高(百万円)	14,357	22,109	24,063	60,531
連結売上高(百万円)				159,112
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.0	13.9	15.1	38.0

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	アメリカ	欧州	アジア・オセアニア	計
海外売上高(百万円)	41,954	68,026	83,399	193,380
連結売上高(百万円)				518,500
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	8.1	13.1	16.1	37.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル

(2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン

(3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア

3 海外売上高は、当社及び日本に所在する連結子会社の輸出高並びに日本以外の国に所在する連結子会社の日本以外に対する売上高の合計額であります。ただし、連結会社間の内部売上高は除いております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	891.91円	1株当たり純資産額	946.22円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	375,300	399,738
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	17,190	17,269
(うち新株予約権(百万円))	(217)	(153)
(うち少数株主持分(百万円))	(16,972)	(17,115)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	358,109	382,469
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	401,510	404,205

2 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	52.77円	1株当たり四半期純利益金額	3.03円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	52.66円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.02円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	21,308	1,219
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	21,308	1,219
普通株式の期中平均株式数(千株)	403,806	402,755
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	850	498
(うち新株予約権方式による ストックオプション(千株))	(850)	(498)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社の関係会社である資生堂フランス（現 資生堂ヨーロッパ）とポーテプレステージインターナショナルの2社は、2006年3月15日にフランス競争委員会から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(115万ユーロ)の納付命令を受けております。資生堂フランスとポーテプレステージインターナショナルの2社は競争委員会の判断を不服として最高裁で争ったところ、最高裁が控訴裁判所で再度審理することを命ずる判決を下したため現在はパリ控訴裁判所にて争われています。

当社の関係会社である資生堂ドイツュラントは、2008年7月4日にドイツ連邦カルテル庁から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(72万8千ユーロ)の納付命令を受けております。しかしながら、勧告内容については資生堂ドイツュラントの認識と齟齬があるため、現在ドイツ連邦カルテル庁に異議申立を行っております。

(中間配当)

第109期(平成20年4月1日より平成21年3月31日)中間配当については、平成20年10月30日開催の取締役会において当社定款第40条の規定に基づき、平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

中間配当金の総額	10,110百万円
1株当たり中間配当額	25円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社資生堂
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社資生堂及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。